

「緊急速報エリアメール」・「登録制メール」 サービス開始

# 中山町の災害情報がメールで配信されます

## 【緊急速報エリアメール】

全国瞬時警報システム（Jアラート）<sup>(※)</sup>から配信される緊急情報や、町から配信される情報が、携帯電話3社が提供する災害情報伝達サービスにより、**町内（エリア内）にあるエリアメール受信機能を持つ携帯電話に配信されるサービス**です。

<sup>(※)</sup> Jアラート：大きな地震やミサイル攻撃、テロ攻撃といった国民の安全確保にかかわる重要な情報を、国が瞬時に全国の自治体に伝達するシステム

## 【登録制メール】

**町内（エリア内）にいなくても**、町から配信される災害時における避難勧告や避難指示などの情報が受信できるサービスです。**エリアメール受信機能のない携帯電話でも**情報を受け取ることができます。なお、このメールを受信するには、皆さんの持っている携帯電話やスマートフォン、パソコンのメールアドレスを町に登録していただく必要があります。災害時に身を守るには、いち早く正確な情報を知ることが大切です。ぜひ、登録制メールにご登録ください。

**登録方法はこちら→**

◇登録制メールに登録された方へ◇  
緊急地震速報の訓練が行われます。  
●日時 6月5日(木) 10時15分頃

### 注意

- \* 電波状況が悪い場合は受信できないことがあります。
- \* メールアドレスなど、登録された個人情報をもとに目的外に使用することはありません。
- \* 送受信に伴うパケット通信料は、ご本人の負担となります。
- \* 携帯電話の機種によっては、対応しないものもあります。

### エリアメールと登録制メールのちがい

	エリアメール	登録制メール
登録の必要	なし	あり
配信地域	中山町内（エリア内）でのみ受信可能	どこでも受信可能

※お問い合わせ先 総務企画課情報防災G ☎662-4899

### 登録制メールの登録方法

1. ご自分の携帯電話から下記WEBサイトにアクセスします。

<http://jlhp.town.nakayama.yamagata.jp/mail/mobile>



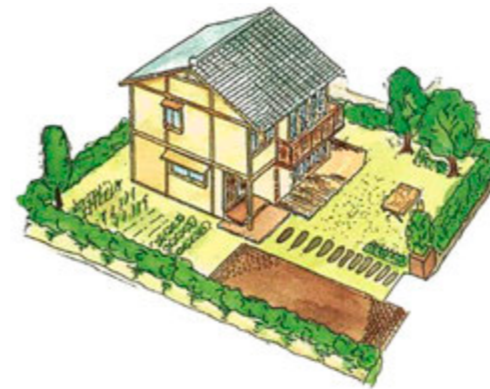
←こちらのQRコードからもアクセスできます。

2. 指示に従って操作すると、返信メールが届きます。

※迷惑メールフィルターが設定されている場合は「mobile@jlml.town.nakayama.yamagata.jp」を受信できるようにしてください。

3. 届いたメール内にあるアドレスに送信し、後は指示に従ってください。

優良田園住宅のイメージ



自然と共生するゆとりある住まいを実現

# 優良田園住宅

優良田園住宅とは、農村地域や市街地周辺など、良好な自然環境を形成している地域に建設される、一定の基準を満たした一戸建て住宅のことです。町では、既存の農村集落の課題と都市生活者のニーズを結びつけながら、定住人口の増加・農村地域の活性化を図るため、「中山町優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針」を策定しました。この基本方針の策定により、基本的な要件（資料参照）を満たす住宅は優良田園住宅として認定され、どなたでも市街化調整区域<sup>(1)</sup>に住宅が建設できるよつになりました。

優良田園住宅を建設する場合は、この基本方針に基づいた建設計画を作成し、町へ申請したうえで認定を受ける必要があります。申請の前には事前の相談等をお受けしますので、詳しくはお問い合わせください。

◆優良田園住宅建設の際は、町の認定が必要です

これまで、市街化調整区域の農村地域等に新たに家を建てることのできるのは、農家やその地域出身者などに限られていましたが、上記基本方針を策定することにより規制を緩和。自然と共生するゆとりある住まいを求める都市生活者が農村地域に生活拠点を移すことにより、農村地域の課題解決と同時に、都市生活者のニーズも満たすことができます。また、町全体の人口の増加・活性化も期待できます。

◆規制緩和で 両者のニーズを結びつける

◆求められる

現在、町内の農村地域では、高齢化や人口の減少などが進み、地域コミュニティが弱まっています。一方、交通網の整備等で移動範囲が広がったことや生活様式が多様化したこと、物質的な豊かさから精神的な豊かさを求める価値観の変化、環境への関心の高まりなどから、都市部では自然と共生する「潤い」と安らぎのある暮らし<sup>(2)</sup>が求められています。

### 資料 基本的な要件

事項	要件
建物の用途	自己用一戸建て住宅であること（付属建築物 <sup>(2)</sup> を含む）
敷地の面積	一区画当たり300㎡（約91坪）以上
建ぺい率 <sup>(3)</sup>	10分の3以内
容積率 <sup>(4)</sup>	10分の5以内
階数	・3階以下（地下を含む） ・高さ12m以内
建築物の壁面後退 <sup>(5)</sup>	道路境界および隣地境界から2.2m以上であること。ただし、軒高2.3m以下の独立した車庫、物置等は道路境界および隣地境界から1.5m以上とすること。
建築物の色彩	建築物の外壁および屋根の色彩は落ち着いた色とし、周辺の既存景観と調和する風景を作り出すものであること。
垣柵の構造	できるだけ生け垣とし、特別な理由がない限り高さ1.5m程度であること。生け垣以外とするときは、周辺の既存景観と調和のとれたものとし、高さは前面道路の最高の高さから1.5m以内とする。 ※詳しくはお問い合わせください。
敷地盛土の制限 <sup>(6)</sup>	建築物等の地盤面の高さは、敷地と接する前面道路の最低の高さから50cm以内とすること。ただし、前面道路の傾斜角など特別な事情がある場合は、前面道路の最高の高さから15cm以下とすること。

### 用語の説明

- (1) 市街化調整区域：市街化を抑制し、優れた自然環境等を守る区域として開発や建築が制限されている区域。
- (2) 付属建築物：建物に付属した建物のこと。主たる建物に付属した小屋・作業部屋・物置・便所などを指します。
- (3) 建ぺい率：敷地面積に対する建築面積の割合のこと。
- (4) 容積率：敷地面積に対する建物の延床面積の割合のこと。
- (5) 壁面後退：隣地境界線や道路境界線から建物の外壁面を、ある距離まで後退させること。
- (6) 敷地盛土：斜面や低地を造成する際に、土を盛って平らな敷地を造成すること。

※お問い合わせ先 建設課建設整備G ☎662-2116